

長狭地区火葬場改修工事仕様書

[工事概要]

- 1 工事名 安房聖苑改修工事
- 2 工事場所 南房総市山名345番地 安房聖苑
- 3 工事内容 いのしし防護柵設置工事 L=300m H=1.20m
- 4 工 期 契約の日から令和7年3月14日まで
- 5 注意事項 工事は安房聖苑と調整の上、工程表を作成すること。

[共通事項]

- 1 工事契約の範囲 本工事は、仕様書並びに設計図に記載されたもの全てを含むものとする。
- 2 材料の承認 諸材料は新品を使用し、監督職員の承認を受けてから施工する。
- 3 建設廃棄物 建設廃棄物にかかる関係法令を遵守する。
- 4 工事現場の管理 工事現場の管理は労働基準法、労働安全衛生規則その他関係法令に従い、常に衛生、火災、盗難その他事故防止に努め、常に工事現場の管理整頓に注意する。
- 5 工事写真 工事工程毎に重要な箇所の工事着工前、工事中、完了後の状況を写真に記録し、整理の上各1部提出する。特に、不可視となる部分の出来形管理については施工状況がわかるように記録すること。
- 6 引き渡し 本工事引き渡しの際は監督職員、検査員の立会検査を受けて合格の上引き渡すものとする。
- 7 建設廃棄物 「建設副産物の処理基準及び再生資材の利用基準」に基づき、建設副産物の処理に先立ち、「建設副産物処理承認申請書」を作成し、監督職員の確認を受け、同申請書を2部提出すること。なお、建設廃棄物の処理を委託する場合は、収集運搬又は処分について許可業者と各々

建設廃棄物処理契約を締結し、「建設廃棄物処理委託契約書」を監督職員に提示するとともに、同契約書の写しを同申請書に添付すること。建設副産物の処理完了後速やかに、「建設副産物処理調書」を作成し、2部提出するとともに、実際に要した処理費等を証明する資料（受入伝票、写真等）を監督職員に提出し確認を受けること。建設廃棄物の処理に当たっては、原則として複写式伝票のD票及びE票の写しを提出すること。

8 問合せ先

安房郡市広域市町村圏事務組合
事務局 企画事業係 吉田
TEL : 0470 (22) 5633

工 事 名 安房聖苑改修工事

工 事 箇 所 南房総市山名 345 番地 安房聖苑

明 示 項 目	明 示 事 項
工 程 関 係	<ul style="list-style-type: none">・工程については、監督職員に毎週一度必ず報告し、当初工程と著しく変更が生じた場合は監督職員と協議の上、変更工程表を作成すること。・施工時間は原則として午前8時30分から午後5時までとする。 なお、上記時間には準備及び片づけも含まれる。
用 地 関 係	<ul style="list-style-type: none">・特になし
公 害 対 策 関 係	<ul style="list-style-type: none">・南房総市公害防止条例及び同条例規則における対象工事に該当する場合には南房総市建設環境部環境保全課へ「特定建設作業の届出」を提出すること。
安 全 対 策 関 係	<ul style="list-style-type: none">・工事施工中の安全管理はもちろんのこと、施工時間外における安全対策についても十分配慮すること。
工 事 用 道 路 関 係	<ul style="list-style-type: none">・特になし
仮 設 備 関 係	<ul style="list-style-type: none">・工事終了時には、必ず保安施設等を設置し、工事期間中に事故等が起きないように安全対策に勤めること。
建 設 副 産 物 関 係	<ul style="list-style-type: none">・建設廃棄物については、監督職員の承諾を得た後、産業廃棄物処分業許可業者に運搬し、処理するものとする。
工 事 支 障 物 件	<ul style="list-style-type: none">・特になし。
排 水 工 関 係 (濁水処理含む)	<ul style="list-style-type: none">・特になし。
薬 液 注 入 関 係	<ul style="list-style-type: none">・特になし。
そ の 他	<ul style="list-style-type: none">・工事着工前に打合せを実施する。(監督職員、現場代理人、主任技術者)・施工する箇所については、位置が明示してあるが不相応、不明瞭箇所を明確にし、監督職員、現場代理人、主任技術者で打ち合わせを実施すること。・工程表、施工計画書の提出前の工事着手は原則として認めない。